



# 令和7年度 赤い羽根共同募金助成金実施要項 (令和7年度募金令和8年度助成)

荒尾市共同募金委員会

## 1 目的

荒尾市共同募金委員会（以下「本会」という。）は、地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、荒尾市に所在する自治会・公民館などの小地域での福祉活動や福祉団体・ボランティア団体等の福祉活動に係る資金の一部を助成します。

## 2 助成団体及び事業

共同募金の趣旨に賛同する団体で、令和8年度に実施予定の以下の要件に合致する事業について助成します。

- (1) 福祉または福祉に関連する保健・医療・教育等の分野における先駆的・開拓的な活動事業であること。
- (2) 交付決定後から年度内に実施・完了できる活動事業であること。
- (3) 適正な組織運営及び経理が行われていること。
- (4) その他、特に必要と認めるもの

## 3 助成対象となる経費

- (1) 諸謝金 : 講演会や研修会等の講師への謝礼
- (2) 印刷製本費 : 事業実施のためのチラシ、資料等の作成費用
- (3) 通信運搬費 : 事業実施に必要な連絡費（切手、はがき、郵便代）
- (4) 消耗品費 : 事務用品等の購入に係る経費
- (5) 賃借料費 : 事業実施に必要な施設、物品、車両のレンタル料等
- (6) 食材料費 : 交流会やこども食堂等の事業で使う食材料
- (7) 保険料 : 損害保険料等

## 4 助成対象からの除外

下記に該当する場合は、原則として助成対象から除外します。

- (1) 国又は地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされるもの
- (2) 経営上余裕があると判断できる団体
- (3) 設立開始後満1年を経過しないもの
- (4) 当該事業が政治・宗教等の運動のために、その手段として行われているもの
- (5) 営利目的なもの
- (6) 会員、構成員同士の親睦やレクレーションのみを目的とした交流事業
- (7) 特定の個人的活動またはそれに類する活動
- (8) 熊本県共同募金会広域配分に該当する経費
- (9) 施設整備等の経費（車両購入費、施設改修費等）
- (10) 会の会議・内部の交流会等の飲食費またはそれに類するもの
- (11) 高額な交通費、単なる旅行費用、事務局人件費等
- (12) その他、本会において認められないもの

## 5 助成額

1 事業につき上限を30万円として助成します。ただし、本会が必要と認めた場合は、この限りではありません。

なお、助成額は、募金実績に応じての配分となるため、申請額どおりの助成ができないことがあります。

## 6 申請方法

助成を受けようとする団体は、「助成金申請書（様式第1号）」に関係書類を添付して、令和7年11月末日までに本会へ提出してください。助成金交付申請書は、本会（荒尾市社会福祉協議会内）に備えています。（荒尾市社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。）

## 7 助成通知

本会が設置する審査委員会の審査を経て、「助成金決定通知書（様式第2号）」で通知します。

## 8 助成金の交付請求

前条の通知を受けた団体は、「助成金請求書（様式第3号）」を提出してください。

## 9 助成金の交付

本会は、助成金請求書を受理しその内容が適正であると確認したうえで助成金を交付します。

## 10 赤い羽根共同募金のPR

助成金により実施した事業については、「赤い羽根シール」「共同募金のぼり旗」「広報紙に赤い羽根のイラスト」等の標示を行うなど、当該事業が赤い羽根共同募金による助成を受けたことが市民に伝わるようにしてください。

## 11 事業報告書等の提出

- (1) 事業の終了後1ヶ月以内に、「事業完了報告書（様式第4号）」、ありがとうメッセージ（写真等添付）を提出してください。
- (2) 助成決定事業に関して、実施中の活動や事業の案内（チラシ等）について情報提供していただく場合があります。
- (3) その他、必要に応じて中間報告や追加資料の提出を依頼する場合があります。これは提供していただいた資料・写真・報告内容等を公開させていただくことで、本事業の趣旨と成果をより多くの方々に理解していただくためです。あらかじめご了承ください。

## 12 助成団体への監査

本会は、助成金により実施した事業に関して必要に応じて監査を行う場合があります。

## 13 助成金の取消又は返還等

次のいずれかに該当した場合は、助成を取消し、助成金の一部又は全部を返還していただきます。

- (1) 助成金を指定された事業以外に使用したとき。
- (2) 助成決定後事業を一部休止又は廃止したとき。
- (3) その他不正の行為があると認められたとき。
- (4) 経理状況が極めて不良と認められたとき。

(5) その他、本会の指示に従わず不相当と認められたとき。

<参考>

「赤い羽根共同募金」への寄付は、法人・個人ともに税制上の優遇措置の対象となります。具体的には、法人寄付の場合は、寄付金の全額を損金算入することができます。また、個人による寄付の場合も、所得控除または、税額控除の適用が受けられます。

<問い合わせ・提出先>  
荒尾市共同募金委員会  
(荒尾市社会福祉協議会内)  
荒尾市下井手 193 番地 1  
(TEL : 66-2993)  
(FAX : 66-2994)